

# マラソングランドチャンピオンシップ（MGC）開催に伴う2023年度実業団駅伝予選会の措置に関するQ&A （2023.4.25現在）

質問	回答
<p>1 措置の内容はどのような意味か、具体例なケースで教えてほしい。</p>	<p>【例：女子】 2023プリンセス駅伝で16位以内・・・予選通過（従来通り） 2023プリンセス駅伝で17位以降・・・MGC出場者がいるチームは予選通過 【例：男子】東日本実業団連盟のケース（ニューイヤー駅伝の東日本連盟枠が「12」の場合） 2023東日本実業団駅伝で12位以内・・・予選通過（従来通り） 2023東日本実業団駅伝で13位以降・・・MGC出場者がいるチームは予選通過</p>
<p>2 現状、クイーンズ駅伝には24チーム、ニューイヤー駅伝には37チームが参加できるが、その数が増えることになるのか？</p>	<p>クイーンズ駅伝、ニューイヤー駅伝とも、予選会の結果により、増える可能性はあります。</p>
<p>3 措置の対象となるためには、MGC出場権を持つ選手のMGCへの「出場」が必須か？（MGC出場権はあるものの、ケガ等によりMGC不出場の場合も、所属チームは措置の対象となるか）</p>	<p>MGCへの「出場」を必須とはしていません。MGCへの出場・不出場にかかわらず、チーム内にMGC出場権を持つ選手がいれば、措置の対象とします。</p>
<p>4 措置の対象となるためには、MGC出場者（出場権はあるが結果的にMGC不出場の選手も含む）は必ず予選会に出場しなければならないのか？</p>	<p>MGC出場者が必ず予選会に出場しなければならない、ということではありません。チーム内にMGC出場者（出場権はあるが結果的に不出場の選手も含む）がいれば、措置の対象とします。</p>
<p>5 措置の対象となるためには、チームが予選会を「完走」することが要件か？欠場や途中棄権の場合は？</p>	<p>原則として「完走」を要件とします。但し不測の事態が発生した場合は別途対応を検討いたします。</p>
<p>6 MGC出場権を持つ選手が移籍した場合は？</p>	<p>MGC出場権を持つ選手が移籍した場合は、その時期を問わず、移籍元・移籍先チームとも措置の対象とはしません。但し、当該選手が移籍後に再度マラソンに出場し、期限までにMGC出場権獲得相当の記録を出した場合、移籍後のチームは措置の対象とします。</p>
<p>7 MGC出場権を持つ実業団未登録選手が実業団チームに加入した場合は？</p>	<p>MGC出場権を持つ実業団未登録選手が実業団チームに加入した場合は、加入後のチームは措置の対象とはしません。但し、当該選手が、実業団チーム加入後に再度マラソンに出場し、期限までにMGC出場権獲得相当の記録を出した場合、加入後のチームは措置の対象とします。 なお、学生の場合は次項の通りです。</p>
<p>8 MGC出場権を持つ学生が新卒で実業団チームに加入した場合は？</p>	<p>MGC出場権獲得時に学生で、その後、新卒として実業団チームに加入した選手の場合、加入後のチームは措置の対象とします。</p>